

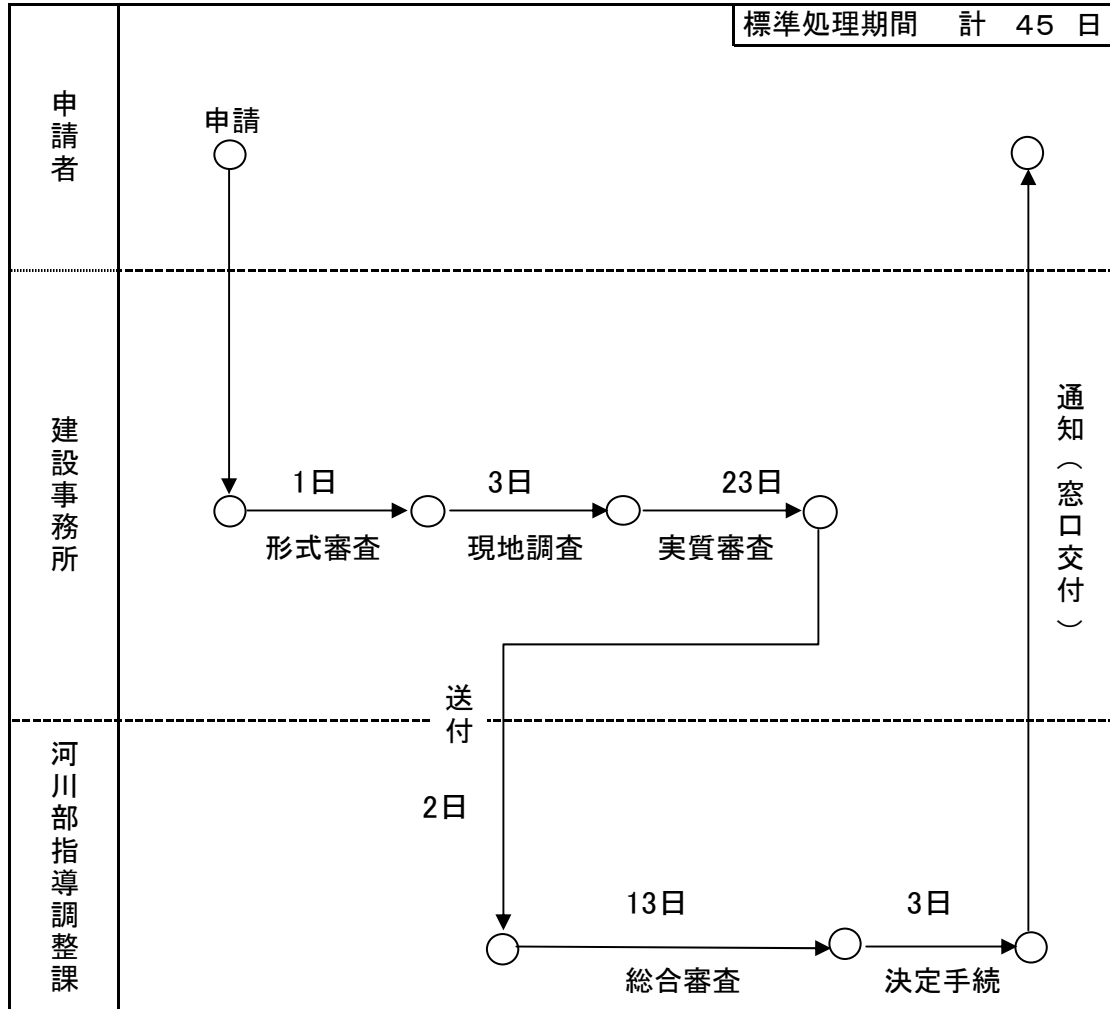
(様式-1)

(平成19年3月1日作成)

## 事 務 処 理 フ

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼす行為の禁止、制限又は許可(二  
事務名 級河川)

《事務処理フロー図》



## 口 一 図

作成部署 建設局河川部指導調整課占用係 電話41-445  
《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかどうか審査します。
2	現地調査	該当箇所について現地調査を行い、申請書に記載されている河川の現況について確認します。
3	実質審査	申請内容について審査基準を満たしているかどうかを審査します。
4	送付	経由機関としての事務所の審査が終了した申請書を、処理機関である河川部指導調整課へ送付します。
5	総合審査	関係各課に意見照会し、河川の計画諸元や改修工事との整合性を図り、審査基準等に照らし合わせ総合的に審査します。
6	決定手続	許可の諾否について、河川部長が決定します。
7	通知	申請者に通知します。